

農山漁村地域整備計画の事後評価

整備計画の名称	保全対策の実施による農産物輸送路の健全性及び安全性の確保（鳥取市）		
計画策定主体	鳥取市	対象市町村	鳥取市
計画の期間	令和元年度 ～ 令和2年度		

1. 交付対象事業の進捗状況

事業名	農地整備事業 (通作条件整備保全対策型)	工期	令和2年度
事業内容	鳥取市が管理する農道における重要構造物である農道橋（3橋）の点検診断を行い、劣化等の異常に起因する事故を防止し、農産物輸送路の健全性及び安全性を確保する。		
進捗状況	R 2	3橋の点検診断を完了	
進捗率	実績 3橋 / 目標 3橋		100%

2. 事業効果の発現状況

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁の点検診断の結果、保全対策を要する異常は確認されなかった。
--	---

3. 成果目標の目標値の実現状況

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物輸送路の健全性及び安全性の確保のため、点検診断実施率向上を図る。 		
目標値	点検診断 3橋	実績値	点検診断 3橋
達成率	実績 3橋 / 目標 3橋		100%

4. 今後の方針

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に点検診断を実施して異常の早期発見に努め、適切に保全対策を実施する。
--	---

橋梁健全度評価一覧表

NO	旧市町村名	路線名	橋梁名	所在地	判定結果 (健全度)	竣工年月	橋長 (m)	幅員 (m)
1	国府町	下木原7号農道	尾崎橋	鳥取市国府町栃本	II	2000	28.00	3.80
2	河原町	山上・津無 農免農道	山上橋	鳥取市河原町山上	II	1990	18.00	6.20
3	用瀬町	安蔵20号農道	出合橋	鳥取市用瀬町安蔵	I	1986	20.80	4.00

橋りょう毎の健全性の判定区分

区 分		定 義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。 (監視や対策を行う必要のない状態をいう)
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 (次回定期点検まで5年間経過観察を行う)
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 (次回定期点検までに措置を行う)
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。